

# 第1章 平成30年度常時監視結果の概要について

尼崎市では、公害の防止に関する施策を適切に実施するため、大気汚染、水質汚濁、騒音・振動等の監視・測定を継続して行っており、このたび、平成30年度の結果をとりまとめましたので、その概要を公表するものです。

## ◇常時監視◇

### 1 大気汚染

- ① 二酸化窒素は一般環境大気測定所3カ所及び自動車排出ガス測定所6カ所のすべてで環境基準に適合していた。
- ② 浮遊粒子状物質は一般環境大気測定所3カ所及び自動車排出ガス測定所3カ所のすべてで環境基準に適合していた。
- ③ 光化学オキシダントは一般環境大気測定所3カ所のすべてで環境基準に適合しなかった。光化学スモッグ広報は、予報、注意報とも発令されなかった。
- ④ 微小粒子状物質は、一般環境大気測定所1カ所及び自動車排出ガス測定所4カ所<sup>※1</sup>すべての測定所で環境基準に適合していた。28年度から3年連続して全局達成していた。(平成12年度の中部、武庫川測定所が最初に測定開始。)
- ⑤ 二酸化窒素、二酸化硫黄、浮遊粒子状物質、一酸化炭素、微小粒子状物質については、近年減少から横ばいの傾向で推移している。光化学オキシダントについては横ばいの傾向で推移している。

### 2 自動車騒音

自動車排出ガス測定所6カ所全てで自動車騒音は環境基準に適合していた。特に、道路舗装改修工事の行われた県道尼崎池田線は、昼夜共に前年度から3dBの改善が見られた。

## ◇定期監視◇

### 1 大気汚染

#### ① 有害大気汚染物質・ダイオキシン類

有害大気汚染物質の4物質(ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン)すべてが環境基準に適合した。また、ダイオキシン類については、大気1地点、水質・底質の各4地点、土壌1地点のすべてで環境基準に適合していた。

#### ② アスベスト

4地点で環境測定を実施した結果、いずれも低い濃度であった。

### 2 水質汚濁

#### ① 公共用水域

河川(11地点)のBOD、海域・運河(3地点)のCODについては、近年ほぼ横ばいで推移しており、全地点で環境基準(蓬川は環境上の基準)に適合していた。

※1 等価性試験合格機種でない参考値を含む。(自動車排出ガス測定所1カ所)

健康項目については、全地点で環境基準に適合していた。

② 地下水

概況調査 7 地点、定期モニタリング 2 地点のうち、過去に環境基準に適合しなかった定期モニタリング 1 地点で健康項目の 1 項目が環境基準に適合しなかった。

表-1 大気常時監視の環境基準達成状況概要(平成 30 年度)

分類	地点番号	測定所名	二酸化硫黄	二酸化窒素	浮遊粒子状物質	微小粒子状物質		オキシダント	一酸化炭素	騒音	
一般環境	1	北部	0.004	0.038	0.037			0.097			
	2	中部 (国設尼崎)	0.004	0.034	0.034	13.3	29.8	0.111	0.5		
	3	南部	0.004	0.035	0.040			0.107			
自動車	4	国道 2 号		0.034						68	64
	5	国道 43 号		0.051	0.039	10.9	28.4		0.6	67	63
	6	県道尼崎宝塚線		0.035	0.042	12.2	26.5			66	62
	7	県道米谷昆陽尼崎線		0.034	0.042	12.2	28.3		0.6	68	64
	8	県道尼崎池田線		0.035						67	64
	9	市道尼崎豊中線		0.032						67	62
	10	国道 43 号 (国設尼崎自排)				14.0	30.1		0.8		
環境基準			0.04 ppm	0.06 ppm	0.10 mg/m <sup>3</sup>	年平均 15 μg/m <sup>3</sup>	日平均 35 μg/m <sup>3</sup>	0.06 ppm	10 ppm	昼 70dB	夜 65dB

表-2 水質常時監視の生物化学的酸素要求量(BOD)環境基準達成状況概要(平成 30 年度)(mg/L)

水系	調査地点	生物化学的酸素要求量 BOD	
		75%値	環境基準
神崎川	左門橋	2.6	3
	戸の内橋	1.7	8
	藻川橋	1.2	3
武庫川	南武橋	1.9	5
	武庫大橋	1.2	
庄下川	庄下川橋	1.8	5
	波洲橋	1.8	
	尾浜大橋	1.3	
	尾浜橋	1.7	
蓬川	琴浦橋	2.1	5*
	南豊池橋	1.0	
運河	閘門	6.5	8*
海域	尼崎港中央	4.8	8
	尼崎港沖	4.5	

備考 1 BOD の測定結果のうち、運河と海域については化学的酸素要求量(COD)の測定結果を示している。

\* 尼崎市の環境をまもる条例に基づく環境上の基準

表中の色塗り箇所は環境基準に適合しないもの